

《高等部生徒心得》

＜校訓＞ のぞみ高く ねばり強く 誇りを胸に チャレンジャーであれ

- ・ 本校では、在学中だけでなく、卒業後をも視野に、生徒の皆さんが社会生活に順応するための生徒指導として「生徒心得」を考えています。学校で学習する内容は、卒業後の社会生活にとって大切なことばかりです。卒業後の生活を考えながら「生徒心得」について学び合い、社会人になるために必要なルールやマナー、身だしなみなどしっかり身に付けましょう。
- ・ 生徒会活動や学校行事の主人公はみなさんです。みんなが楽しく充実した学校生活が送れるように、一人一人が学校の一員であることを自覚して、積極的に取り組みましょう。

1 登下校

- (1) 登校は、午前8時30分教室に入室を原則とする。
忘れ物をした場合、宮崎東病院へ無断で取りに帰らず、事前に学級担任の了解を得る。
- (2) 下校は、午後3時15分とする。
ホームルーム活動後は、すみやかに下校する。ただし、生徒会活動や同好会活動（予定）、その他、行事に向けての準備等で居残りをする場合は学級担任・各担当の教員に伝え、学級担任が宮崎東病院、保護者（通学生の場合）に事前に連絡をし、許可を得る。その場合、午後4時までには下校する（校門を出る）。
- (3) 通学生は原則として、保護者による送迎で登下校とする。
- (4) 単独通学希望の生徒は、保護者が学級担任を通して「単独通学申請書」を提出し、学校長の許可を得る。「宮崎県立赤江まつばら支援学校 単独通学生の規定」を遵守し、交通規則を守り、安全には十分気を付ける。

2 服装・容儀

(1) 服装

ア 学校指定学生服の着用を原則とする。

夏服は白地のカッターシャツ、または開襟半袖シャツを着用してもよい。

ただし、転入生の場合は前籍校の制服を着用してもよい。シャツ出し、ベルトなしはしない。

イ 宮崎東病院入院生は、5限目に体育がある日は午後から体育服で登校してもよいが、それ以外は学生服での登校とする。

- (2) 靴下の色は白地、または無地の黒・紺・灰色とする。
- (3) 防寒のため、学校指定のニットのセーター・ニットのベストを必要があれば購入可能。ただし、紺・黒・白系の無地のもので華美でないものなら着用しても良い。
- (4) 特別に理由があり指定の学生服を着用できない場合は、「服装変更届」を提出し、学校長の許可を得て学生服以外に適切な服装を着用することができる。ただし、儀式的行事では制服の着用を原則とする。
- (5) 更衣期間については、原則として以下の期間とするが、天候や体調等によって各自で調整して着用する。

| | | | |
|-------|---|--------|----|
| 5月1日 | ～ | 5月31日 | 合服 |
| 6月1日 | ～ | 9月30日 | 夏服 |
| 10月1日 | ～ | 10月31日 | 合服 |
| 11月1日 | ～ | 4月30日 | 冬服 |

(6) 頭髪

- ・ さっぱりと清潔感のあるものとする。
- ・ いたずらに長くしたり、流行の型を追うことをしたりしない。
- ・ 長さは襟にかからないようにする。長い場合は結ぶこと。
- ・ 前髪は眉までの長さとする。
- ・ ゴム、ヘアピン等は目立たない色（黒・紺・茶）とする。
- ・ パーマ、染色は禁止する。
- ・ 整髪料（香料入り）、香水等の使用は禁止する。

(7) 履き物は次のように区別して使用する。

ア 登下校 運動靴とする。

イ 校内 シューズ、またはスリッパとする。体育館では体育館シューズとする。

(8) ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等の装身具、マニキュア、ペディキュア、化粧等は禁止。

(9) 通学時には、学生カバンまたは紺色のスポーツバッグを所持する。

3 礼 儀

(1) 礼儀正しく、敬意をもって人と接することを心掛ける。

ア あいさつは自らすすんで行う。

イ 廊下ですれ違うときは、丁寧な会釈をし、進路をゆずるなど親切に対応する。

(2) 思いやりの気持ちをもって学校生活を送るとともに、幼・小・中学部生の模範となるよう努める。

4 学 習

(1) 学習は学校生活の中心であるから、自学自習に努め、積極的に知識の向上を図る。

(2) ただちに授業に取り組めるように、常に環境を整備しておく。

(3) 自習時間は、静かに過ごす。

(4) 試験心得

ア 机の中は、何もない状態とし、カバン等も机の横には下げず、教室後方の棚に置く。

イ 試験中は、物品の貸借をしてはならない。

ウ 不正行為をしてはならない。不正行為が確認された場合は特別指導とする。

エ 試験中は許可なく離席してはならない。

オ 試験開始から10分以上遅刻した場合、原則として受験を認めない。

カ 不鮮明な箇所や、その他質問のある場合には、黙って手を挙げる。

キ 答案用紙は、正確に書く。

ク 監督者の指示に従うこと。

5 清 掃

(1) 清掃時間はみんなで協力し、分担された仕事に責任をもち、環境の美化に努める。

(2) 用具は大切に扱い、所定の場所に保管する。

6 外出

外出する際は、高校生としての服装・態度を保ち、行き先・用件などを保護者（通学生）、宮崎東病院担当者（宮崎東病院入院生）に必ず伝えて外出すること。なお、夜間外出は保護者同伴とする。

- (1) 通学生 … 夜間外出は保護者同伴とする。
- (2) 宮崎東病院入院生 … 病棟の規定に従う。

7 校内生活

校内生活は、集団生活であるから、全体のきまりと個人の自由の調和を図り、学習意欲を高め、健全な集団生活を送るように努める。

- (1) 他人の迷惑となるような騒々しい行為を慎み、精神的・肉体的苦痛を与える言動や行動・態度をとらない。
- (2) 施設、備品の利用については丁寧な使用を心掛け、破損または紛失した場合はただちに学級担任に連絡し届け出る。また、パソコン・プリンターについては、生徒のみでの使用は禁止とする。
- (3) ホームルーム以外の教室など(職員室や特別教室、他の学級など)の出入りは、許可を得て入室する。
- (4) 不要な金銭、貴重品、学習に不必要なものを学校に持ち込まない。
- (5) 外来者と面会する時は、面会前に学級担任の許可を得る。

8 校外での注意事項

高校生としての誇りと自覚をもち、責任ある行動をとるように心掛ける。

- (1) 交通規則を守り、事故のないように心掛ける。
- (2) 地震・津波などが発生し、避難指示が出た場合は、指示にしたがい行動する。
- (3) 不健全な娯楽場・その他立入禁止地域などに行かない。
- (4) 友人宅への外泊は禁止とする。

9 生徒間のかかわり方

相互の理解を深め、協力して問題解決に当たり、全人的な発達を目的としたものであるから、生徒間のかかわり方は明朗で健全なものであること。

- (1) お互いにそれぞれの立場を尊重し節度を保ち、他人に不快感や迷惑を与えるような行動はとらないこと。
- (2) 生徒間のかかわりで、判断に迷うことがあれば、学級担任などの教員、保護者に相談すること。

10 その他

- (1) みだりに金銭・物品の貸借をしない。
- (2) 自分の持ち物には必ず記名すること。
- (3) 健康管理に留意し、飲酒・喫煙・薬物使用は厳重に禁止する。
- (4) 携帯電話の使用については、「携帯電話使用許可申請書」を提出し、携帯電話使用規約を遵守すること。
- (5) 原則として、アルバイトは禁止する。

- (6) 普通自動車やバイク（原動機付二輪車・自動二輪車）の運転、これらの免許証の取得は禁止する。ただし、「赤江まつばら支援学校普通自動車運転免許取得規定」により、普通自動車やバイク（原動機付二輪車・自動二輪車）の運転免許取得希望のため自動車学校入校を希望する者は生徒指導担当者に申し出、「自動車学校等入校許可願」を提出すること。
- (7) 長期（夏季、冬季、春季）休業の各期間は、別途配布される「休業中の生徒心得」を基本とする。
- (8) インターネット利用（携帯電話やスマートフォンを含む）においては、保護者と利用について話し合い、誹謗・中傷に該当する書き込みや、無断で他人の個人情報を公開したりする行為を絶対に行わないこと。
- (9) **生徒心得およびその他の諸規定に違反した者は、特別指導とする。**

11 高等部生徒心得の改正の手続きについて

- (1) 児童生徒総会（毎年6月開催）において、生徒による見直しを行う。
- (2) 変更や削除の意見が出たものについて、高等部会で検討する。
- (3) 検討の結果、変更や削除となる場合については、職員会議に出し、校長の決裁を受ける。
- (4) 校長の決裁後から、改正した生徒心得を運用する。